## 鉄筋束を持ち上げる際の腰痛 業務上として労災保険の対象か

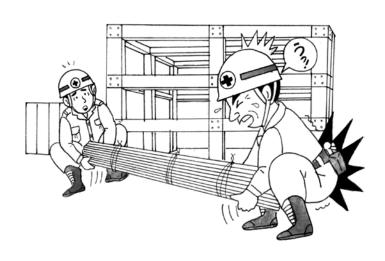


た。 当現場で働く50歳代の作業員が腰痛を訴えてきま 本人は鉄筋工で、現場に搬入されてくる鉄筋束を同

僚と指定場所へ運び、鉄筋の結束作業などを行っています。

て労災保険の対象となりますか。 鉄筋束を持ち上げる際に痛めたとのことですが、業務上とし

急激な力の作用が突発的に生じたなどであれば業務上



**A** で発症する災害性の原因による腰痛と、災害性の原因による腰痛と、災害性の原因による腰痛と、災害ないては、転倒や転落などによっ

があります。

うことでお答えします。とのことでお答えします。とのことですので、災害性の原因による腰痛とい面もありますが、鉄筋束を持ち上げる際に痛めたご質問では、どちらに該当するか判然としない